

平成13年 労働基準法及び労働安全衛生法

〔問 9〕 労働安全衛生規則に定める衛生基準に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- A 事業者は、労働者を常時就業させる場所(感光材料を取り扱う作業場等特殊な作業を行う作業場を除く。)の作業面の照度を、精密な作業については、150ルクス以上としなければならない。
- B 事業者は、労働者が就業の途中に仮眠することができる機会があるときは、適当な仮眠の場所を、男性用と女性用に区別して設けなければならない。
- C 事業者は、常時50人以上又は常時女性30人以上の労働者を使用するときは、労働者が臥床(がしょう)することのできる休養室又は休養所を、男性用と女性用に区別して設けなければならない。
- D 事業者は、日常行う清掃のほか、清掃及びねずみ、こん虫等の防除を、それぞれ6月以内ごとに1回、定期に、統一的に行わなければならない。
- E 事業者は、労働者が有効に利用することができる休憩の設備を設けるように努めなければならない。